令和３年度　第３回千代田区男女平等推進区民会議

日　時　　令和３年 10 月 18 日（月）18 時 30 分～19 時 45 分
会　場　　千代田区役所８階　第１・２委員会室
委　員　　会　長　三浦　まり
　　副会長　鈴木　浩子
　　委　員　金子　雅臣／五十嵐　裕美子／原田　裕美（欠席）／村田　和美／渡邉　千恵子
　　村木　さをり／牧田　裕一／岩谷　祐治（欠席）／宇塚　悠介／半田　真也（欠席）
　　福井　泰代（欠席）／大賀　一樹（欠席）／深野　恵津子／田茂山　史恵
事務局
　　文化スポーツ担当部長　大矢　栄一
　　国際平和・男女平等人権課　小川　久美子
　　地域振興部　国際平和・男女平等人権課

議事次第

開会
議題
　１　第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案について
　２　その他
閉会

〔配付資料〕
　　資料１　　第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案の公表について
　　資料２　　第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案についての意見及び対応
　　資料３　　第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案
　　資料４　　第６次ジェンダー平等推進行動計画策定に係るスケジュール

三浦会長　本日は、ご多忙のところお集まり下さいまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、「令和３年度第３回千代田区男女平等推進区民会議」を開催いたします。本日の会議は１時間程度を予定しておりますので、終わりが午後７時半頃となります。会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。最初に本会議の注意事項と、委員の出席状況の報告を事務局よりお願いいたします。

小川課長　この会議は公開を前提としており、議事録作成のために録音機を置かせていただいておりますので、ご了承ください。議事録作成にあたっては、委員の皆様に確認をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。
次に本日の委員の出席状況についてご報告いたします。ご欠席の連絡を頂戴しております方は、岩谷委員、大賀委員、原田委員、半田委員でございます。他の方は遅れていらっしゃるかと思います。
次に配付資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付しておりますけれども、机上に２つほど資料を置かせていただいております。資料１につきましては、実は内部検討用の資料を誤って送付してしまいましたので、本日机上に配付しておりますものと、差し替えをお願いいたします。誤っているものの方は置いておいていただいて、後ほど回収させていただきたいと思います。資料２から４は事前に送付したものでございますが、資料２が「第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案についての意見及び対応」、資料３「第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案」、資料４「第６次ジェンダー平等推進行動計画策定に係るスケジュール」でございます。また、もう１つ机上にお配りしておりますのが、「施策の方向２　児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進」、これは後ほどご説明いたしますけれども、素案の 47 ページの差し替えになります。配付資料は以上でございます。
発言の際は挙手いただきまして、会長に発言許可を受けて、目の前のマイクの、下の右のボタンを押してお話しください。終わりましたらもう一度、右のボタンを押していただきますようお願いいたします。以上でございます。

三浦会長　ありがとうございました。それでは次第に沿って進めていきます。議題１「第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案について」説明をお願いいたします。

小川課長　それでは、まず今日お配りした方の資料１をご覧ください。「第６次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案の公表について」でございます。これまでの間、会長、副会長はじめ、委員の皆様には、素案の検討にお忙しい中ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。１．前回からの経緯・進捗からご説明いたします。前回７月 28 日に、事業を含まない 計画素案（たたき台）を議論していただきました。９月 24 日から 10 月１日の間に、区民会議の委員の皆様に、事業を含む計画素案（たたき台）をお送りさせていただき、ご意見をいただきました。２．素案公表までの今後の予定ですが、本日この会議でご意見をいただきまして、10 月 22 日（金）に区として素案を決定いた

します。11 月 20 日から 12 月 20 日の１か月間で、計画の素案を、広報ちよだと、ホームページその他各所で公表いたしまして、パブリックコメントとして意見を募集するという予定になっております。３．主な変更点でございますが、これは前回の会議の資料からの主な変更点ということでございます。まず①計画の名称ですが、前回ジェンダーと男女と両方書いてあったのですが、ジェンダー平等推進行動計画としまして、説明を６ページに記載しております。持続可能な開発目標ＳＤＧｓで、目標の中に「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げていること、国のＳＤＧｓ実施指針でも、ジェンダー平等の実現を掲げていること、また社会的・文化的に形成された性別である、ジェンダーの平等を目指すという方が、明確になるということと、「ジェンダー平等」という言葉が、社会的に認知される状況になっている、ということで、これらのことから、この計画では法令等に関するもの以外は、「男女平等」を「ジェンダー平等」と表記することにしております。

②施策の体系でございます。33 ページの、施策の体系、目標５の行動計画の推進体制のところですが、元々施策の方向が３つありましたが、これを２つにまとめております。関係機関との連携強化というのが１つ別にありましたが、こちらを男女共同参画センターＭＩＷの機能強化の枝の方に含めて、推進するという形にしております。

次に③成果目標でございます。成果目標は前回かなりご議論いただいたところですが、既存の計画に指標がある場合、この下の表の４つですが、それについては、その計画の目標値・年度とする、ということにさせていただいております。例えば 36 ページ、人権が尊重されている社会だと思う人の割合というのが、こちらはちよだみらいプロジェクトという区の基本計画に、令和６年度に 85%という目標値があるので、そちらを目標にするという形にしております。

同じく 36 ページで、がん検診受診率（子宮がん、乳がん）ですが、こちらは健康千代田 21 という健康の計画がございまして、令和４年度が目標年度になっております。こちらは目標自体も、検診が増加するという目標になっており、健康づくり区民アンケートを、計画の前年度に行い、把握する数値になっておりますので、それをそのまま使わせていただいているところでございます。

次に 62 ページ、区職員の管理・監督者に占める女性の割合（係長・管理職）でございますが、こちらも３月に人事課の方から特定事業主行動計画の報告をさせていただいたところですが、令和７年度に 40%と設定されておりますので、それをそのまま入れております。

次に 66 ページ、区男性職員の育児休業取得率ですが、こちらも同じく特定事業主行動計画で、令和７年度に 50%という目標になっておりますので、そのまま入れております。

次に 47 ページ、虐待防止のところの相談件数です。児童、高齢者、障害者、それぞれの相談件数を、現状値、目標値にしております。こちら元々は、関係各課が連携して行う会議の実施回数でしたが、これはアウトプットでよろしくないのでは、ということで、少しアウトカムに近いものということで、47 ページに入れております。

47 ページは今日お配りした資料に差し替えがございまして、上の方の成果目標の表自体は変わっておりませんが、その下に「※相談窓口が増えることにより、相談件数が増加する可能性があり、数値については留意する」必要がある、ということで、注釈をつけております。といいますのも、今、地域福祉計画を区で検討している中で、厚生労働省の重層的支援体制整備事業という、複合的な課題を包括的に受け止めて、継続的で適切な支援をしていくために、市町村による包括的な支援対策を実施していく、というものがございます。複合的な相談や課題が多いので、そういった相談を必ずつながるような形にしていこうとか、地域で支援していくようにしよう、という検討をしているところですので、場合によっては、相談窓口が増えて行くということが想定されますので、必ずしも相談が減るかどうか、不安なところがあります。庁内で議論もありましたので、今のところ「※」で、そういった注釈をつけているところでございます。

資料１に戻っていただきまして、２ページ目、56 ページの、就業している女性の割合です。こちらは、女性の起業に関する事業の実施回数から変更しております。目標値は令和８年度に 77%となっております。「減少」は間違いですので、削除をお願いいたします。現状値が 71.6%で、目標値が 77%でございます。

その下の、男性の育児休業に対する考え方において、「取得した方がよいと思うが、現実的には休めない」と考える男性の割合、これも前回ご議論がありまして、説明にありますように、「育児・介護休業を取得した方がよい」と考える男性の割合はかなり高いので、現実的には休めないことを課題にした方が良いのではないか、ということで、令和８年度に 31%に減らす、という目標にしております。

57 ページ、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思わない人の割合、こちらは前回「仕事、家庭生活、個人の生活」の希望と現実が一致している人の割合でしたが、これももう少し具体的にした方が良いということで、こちらのアンケートの項目に変更し、令和８年度に 77%でございます。

62 ページ、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した運営マニュアルを作成する避難所数、こちらは災害対策・危機管理課と協議しまして、全避難所 14 箇所でこれをマニュアルに反映するという、目標値としております。

主な変更点は以上でございますが、個別の事項については、資料２に所管課・委員からのご意見と対応表の通りとなっております。説明はいたしませんが、全てご意見を踏まえて修正をしているところでございます。

資料１に戻っていただきまして、４．計画素案における重点ポイントと新規・拡充事業でございます。①計画の名称は先程申し上げた通りでございます。②互いの性や生殖に関する理解の促進で、素案の 40 ページ、下の方に 23 番「生命（いのち）の安全教育」を、教材等を活用して推進していく、というのを入れております。こちらは今年４月に文部科学省から、子どもや若者を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の教材等について、という通知がございまして、幼児期から小中高、大学生、一般までの教材や啓発資料、指導の手引きを作成しております。それを積極的に活用して下

さい、ということになっておりますので、それを進めていくということでございます。また、学校向けのＭＩＷの出前講座も行うということで、入れております。③パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討、ＬＧＢＴｓへの対応に関するハンドブックの充実については、44 ページ下の、44 番、45 番の事業でございます。こちらにつきましては、この計画期間の中で検討していくということですけれども、東京都が同性パートナーシップ制度を検討すると、都知事が都議会で答弁しておりまして、本年度、当事者の調査をしているところでございます。東京都がパートナーシップ制度を導入することになると、それに対して、都内の自治体がどんな事業に適用するか、検討することになりますので、それを踏まえて、検討していこうということでございます。またＬＧＢＴｓの対応に関するハンドブックにつきましては、今、職員向けでございますので、広く区民や区内企業等に向けたハンドブックを作成していこう、ということでございます。④東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援で、こちらは 41 ページ、28 番の事業でございます。こちらは東京都が支援団体に委託する形で行っております。今、秋葉原地区は、ＢＯＮＤさんと若草プロジェクトさんの２つの団体が対象になっております。そういった事業と連携をして、保護や支援を必要とする若年被害女性に対し、相談及び各種援護を行います、と入れております。⑤配偶者暴力相談支援センターの設置、こちら素案は 49 ページと 51 ページでございます。50 番の事業、これは以前から計画に載せているものですが、令和４年度に支援センターの機能設置を行う予定で、今予算要求をしているところでございます。51 番は相談の３課、国際平和・男女平等人権課と、保健福祉部の生活支援課、それから児童・家庭支援センターの３つが相談を受け持って、連携しながら進めていこう、ということにしております。とりまとめの方を、国際平和・男女平等人権課でやっていくということでございます。それから、ＭＩＷ相談の拡充や、ＳＮＳ相談の検討、３課と民間支援団体等との連携と、子どものケアプログラム等も入れております。⑥キャリア形成・就労の支援として、58 ページ、73 番の事業でございます。国や東京都で、女性再就職サポートプログラムやＩＴ技術習得等各種事業がございますので、その周知を図ったり、連携をしたりして、活用促進して行こうということでございます。今、国の方でも学び直しを重点的にやっていこう、ということがございますので、また事業が出てくるのではないかと思っております。⑦審議会等における女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進ということで、63 ページ、90 番の事業でございます。審議会において、男女の割合バランスが取れた委員構成となるように、割合増加に向けた具体的な取組みということで、提言の中でもご意見いただいたように、充て職で選ぶようなものなのか、要綱の改善なども含めて、方針を作って積極的に改善していこう、ということでございます。91 番の女性による意見交換の場の提供ですが、女性がさらに活躍できる社会を構築するため、広く女性の声を聴き、意見交換を行える場を提供します、と入れております。こちらは「ちよだの女性が未来をつくる！フューチャーセッション」という名前で、９月から始めているところでございます。⑧災害対応力を強化する女性の視点に対応した避難所運営、こちらは先程申し上げましたが、63 ページの 95 番の事業でございます。避難所運営マ

ニュアル全部に反映しようということで、入れております。この災害対応力を強化する女性の視点、防災・復興ガイドラインというのは、令和２年５月に内閣府で作成したもので、これを具体的に反映していこうということでございます。資料１の説明は以上でございまして、資料３の素案本文、資料４のスケジュールについての説明は、省略させていただきます。本日の素案は区役所内部の調整の結果、こういう形になっております。本日の素案では、例えば６ページ等に、コラムが入ります、と書いてありますが、それにつきましては、四角囲みに説明がございますが、パブリックコメントの時に公表する素案は、これらの四角囲みは全て消して、空白になっているものになります。グラフの統計数字などは、また新たなデータが出てきたら、それが入ると思いますので、変更があるかもしれません。説明は以上でございます。

三浦会長　ありがとうございました。それでは今のご説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。先に私の方から確認よろしいでしょうか。先程配暴センターの機能設置を、令和４年度に行うということがございました。この会議でもずっと求めていたことなので、ようやく動き出すのかな、ということで歓迎したいと思いますが、この機能設置というのはどういう意味なのでしょうか。

小川課長　センターなどの建物を建てるとか、組織を設置するという意味ではなくて、今ある相談機能を拡張して、設置するということを考えております。

三浦会長　相談者からすると、そこに電話すると通常の配暴センターがやるべき、一通りのことは全てそこで充足されるということですね。

小川課長　はい、そうです。そして、カウンセラーやお医者さん、弁護士さん等の専門の方々とのネットワークも作って、連携しながら、そういった機能を果たして行こうと考えております。

三浦会長　センターが設置されると見ていいわけですか。

小川課長　はい。そうです。

三浦会長　ありがとうございます。

金子委員　今の点ですが、50 番の事業のタイトルはセンターの「設置」ですよね。事業のタイトルではセンターの「設置」になっていて、中で「機能設置」というのはどうなのでしょう。あえて「機能設置」としている意味は分かったのですが、一般的に「機能設置」という言葉はあまり聞いたことがないので、センター「設置」ではまずいのでしょうか。建物がないから、物理的なスペースがないから、機能だけだよ、という意味なのかも知

れませんが、あえて変える必要があるのか、というのが気になりました。もう１つ、先程差替えで出された、施策の方向２の※の説明で、数値がどうなるか分からないので、と説明がありましたが、厚労省はワンストップサービス的なものを強化しろと言っているはずで、相談窓口をたくさん作れとは、言っていないと思います。私の誤解かも知れませんが、今のご説明だと、相談窓口が増える、という風に理解されているように聞こえます。ワンストップサービスというのは、色んなことがごっちゃになって相談に来るものを、なるべくシンプルに受け止めて、総合的にバックアップして解決できるような能力を高めていく、というような理解なのですが、千代田区では相談窓口が増えるぞ、という理解をされているようなので、件数がどうなるか分からないという言いかえをされているのか。その辺よく分かりませんので、教えて下さい。

小川課長　最初の機能設置の方は、確かに気にしすぎかも知れません。他のセンターをみても、配暴センターだけを設置していることはなく、どこかの相談窓口とセットになっていることが殆どで、説明ではセンターを設置するというのは、建物や組織を設置するということではなく、機能設置でいいですよ、と書いてあるので、そのまま書いてしまいました。分かりにくいというご指摘をいただきましたので、設置でも構わないか、検討させていただきたいと思います。もう１つの相談の件は、重層的支援のところはワンストップの窓口で断らない支援だとか、連携して必ずどこかで受けましょう、ということなんですが、高齢者担当で、地域包括支援センターが少ないということもあり、相談窓口自体が地域に密着したところにあった方が良いのではないかという議論がありまして、注意事項が書いてあります。ワンストップでやっていくということは勿論変わりませんが、連携の窓口が地域にもある、ということになるかと思います。

金子委員　そうすると、千代田区の方針として、地域的に分散させて窓口を作るという計画があるので、と読めばいいんですね。分かりました。ありがとうございます。

三浦会長　窓口はたくさんあるけれども、それぞれがワンストップの機能を持つと理解すればよろしいですね。

小川課長　はい、そういうことです。

三浦会長　ありがとうございます。金子さんからあった、この機能設置について、ＤＶ防止法上、建物がなければセンターと呼ばないという規定はないわけですね。

小川課長　組織がないといけないという風にはなっておりません。

三浦会長　組織は事実上あるわけですよね。運営する以上、事務局といいますか、センターを運営する委員会等、何かはありますか。

小川課長　今ある組織がセンターを名乗る形になります。

三浦会長　分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

鈴木副会長　この差替えのあった※の部分ですが、数値目標として相談件数が減るということが、良いことなのかどうかというのは、前回からずっと意見が出ていたところです。最高まで数字がいっているのであれば、それが減っていくということはあると思うのですけれども、まだ相談が出来る窓口を知っている人が100%でなかった時に、減ることが目標で良いのか、というのはきっと問題になってくるのではないかと思います。ただ、色々な成果目標を検討していただいた中で、この成果目標で、ということで挙げていただいておりますのでこのままで良いのですが、毎年確認をしていく際に、これが増えている、減っているというのを、恐らくこうだよね、で終わってしまうのではなくて、例えばこれだけ相談窓口が増えたので、相談件数がこのように増加している、ということを、分析する必要があるのかと思います。今後確認をしていく際に、留意するというか、精査した方が良いのではないかと思いました。

小川課長　ありがとうございます。私どもも最終的には相談が減れば虐待も減ると思うのですが、まだそこに行く途上ではないか、虐待の認識が深まってくれば、相談も増えるだろうというところがあるので、悩んでいるところでした。今おっしゃっていただいたように、確認の際にきちんと分析をして、数値について精査するよう、検討させていただきたいと思います。

三浦会長　ありがとうございます。もう１つ私からの確認ですが、資料１の56ページにありました、「男性の育児・介護休業に対する考え方、取得した方がよいと思うが、休めない」、この割合を使うということなんですが、このアンケートは区民アンケートということになりますか。更に青少年ではなくて、大人向けのアンケートにおける回答ということでしょうか。同じように57ページの成果目標も「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであると思わない人の割合」、これも青少年にもあったような気がするんですが、何のアンケートにおける数値なのか教えていただけますか。

小川課長　男女平等参画の実態調査のアンケートですけれども、両方とも区民のアンケートを取っております。

三浦会長　青少年は使わないということですね。アンケートはこれですという説明が、この計画の中のどこかにあるんでしょうか。

小川課長　今、指標ごとにこれがどのアンケートによるもの、というようなことは書いておりませ

んので、最終的には資料編の中にもう少し詳しく載せたいと思っております。

三浦会長　数値目標の下のところに※で、なんのアンケートにおける数字なのかを入れておくと、親切なのかと思います。

小川課長　パブリックコメントまでには入れていきたいと思います。

金子委員　今のところで気が付いたんですが、育児・介護休業の法が変わって、男性でも、８週間、２回取れるようになったので、取得について非常に便利になっているので、特に産後直後だと取りやすい、取るきっかけが増えると思うので、そうするとこのままの表現でいいのかな、という感じがします。いつ取るかにもよると思いますが。法律との関係で、取得一般ではかなり広がってきますよ、と理解した方が良いかと思いますし、%もかなり変わるかも知れません。

三浦会長　ありがとうございます。31%より下がりそうな感じがしますね、義務化ということになりますと。毎年１%ずつ下がることを期待しての数字ですよね。

小川課長　はい、そうです。

五十嵐委員　先程の会長のご質問に関連してなんですが、56 ページの、誰に対するアンケートかという点で、男性の育児・介護休暇に対する考え方については、青少年ではなくて、育児・介護休暇を使う世代、区民のアンケートの数字を取るのが適していると思いますけれども、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思わない人の割合に関しては、より全体的な方々のご意見を取るのが適していると思います。ただ、本区の場合は全体的なご意見が区民アンケートで、青少年が特別に取り出されているから、どちらも区民ということになる、ということですよね。全体のアンケートと青少年向けのアンケートの数字をならすような作業は特にされていなくて、青少年向けのアンケートと区民向けのアンケートが、それぞれバラバラに存在しているので、大体の場合は区民向けの数字を取っていく、という理解でよろしいでしょうか。

小川課長　区民向けと青少年向けをならすということはしていないので、区民向けは区民向け、青少年は青少年となっております。今の２つとも、青少年のアンケートには入っておりません。区民向けのみに入っている質問項目となります。

三浦会長　36 ページのように２つのアンケートを使う場合には、区民と青少年と別立てで、数値目標を立てるということで、こういう風に分かれていない場合は、区民アンケートを使っていると、こういう理解になりますか。

小川課長　　はい、そうです。

三浦会長　　その旨、どこかに出していただけると。あるいは全部「区民」と打ってしまった方が良いかも知れないですね。この 36 ページの上の方の、「社会全体における男女の地位の平等感」は区民、青少年となっていますが、その下の人権が尊重されている、のところも区民：77.2%とすると良いのではないでしょうか。

小川課長　　分かりました。そのように分かりやすくしたいと思います。

三浦会長　　先程の 31%はどうしますか。

小川課長　　これは制度改正のことを注釈か何かに書いて、やはりまた数値は途中で精査します、というような形でよろしいでしょうか。

三浦会長　　そうですね。中間でもう 30%を遥かに下回るなら、その段階で新たな数値を設定することも可能ですか。そういうことは出来ないですか。

小川課長　　計画の目標値自体は変えるということは考えておりませんが、進捗状況や進行管理の中で確認するときには、下がっています、ということはいえると思うので、その説明をつけることは出来ると思います。計画自体をそこで変えるということは考えておりません。

三浦会長　　これはアンケートなので、結局令和８年にまた実施するんですよね。だから数字自体は、中間でも分からないわけなので、世の中の、あるいはこの区役所の男性の育児取得率は毎年確認をして、それがかなり早く進行しているようであれば、それはそれとして良い傾向であるという風に、この会議で確認をしていくということですね。その結果、令和８年にとったアンケートでこの数値がぐっと下がっていたら、なお良し、という風にしましょうか。他、いかがでしょうか。また私の方から確認ですが、44 ページのＬＧＢＴｓの施策の件で、ハンドブックを作成するということになっておりますが、それは既にある職員ハンドブックを元に、新たにハンドブックを編集して、これは予算がついて印刷されて、広く配布されるという理解でよろしいでしょうか。また、新年度というのはいつくらいの配布の予定でしょうか。

小川課長　　まだ決めておりませんが、パートナーシップ制度が入ってくると、その内容もかなり変わるところがあると思いますので、それを踏まえて職員向けも見直しをし、区民向け、企業向けも作っていこうと思っておりますので、もう少しお時間をいただきたいところです。

三浦会長　　都の動向は判明しているということですね。

小川課長　　はい、東京都もいつやるとはいっていないので。その動向を見て、ということになります。

三浦会長　　都がやると、それは千代田区も実施するということになるんですか。

小川課長　　恐らくそうなると思います。

三浦会長　　分かりました。

鈴木副会長　　教えていただきたいのですが、38 ページに７．スクールカウンセラー等による相談・支援というのが、ＬＧＢＴのところにも同じものが載っているのですが、小学５年児童・中学１年生徒というのは、何か理由があってこの２学年なんでしょうか。

牧田
指導主事　　ご質問ありがとうございます。指導課の方で学年の方は、小学校は５年生、中学校は１年生ということで、この２学年においては必ず面接をしましょうということで、ご案 内をさせていただいております。５年生は高学年に入ったところで、友達との人間関係や、思春期のはしりというところで、その辺の悩みがあるということです。中学生におきましては、１年生で入学をしまして、新しい友達との人間関係や、性差等も含めまして、様々な悩みが出てくる時期かと思っておりますので、このような年代の設定になっております。

鈴木副会長　　ありがとうございます。もれなく実施するために、この２学年を取り上げて実施されるのが一番効果的であろう、という理解でよろしいでしょうか。

牧田
指導主事　　おっしゃる通りでございます。

三浦会長　　他の委員の方、いかがでしょうか。今日がパブコメ前の、最後の会議になりますので、ぜひ皆様から一言ずつ、コメントでも結構ですので、いただけると幸いです。

渡邉委員　　62 ページの、災害対応力を強化する女性の視点のところですが、避難所には元々運営マニュアルというものが存在していて、それとは別に、新たに女性目線の運営マニュアルを作成するということでよろしいんでしょうか。

小川課長　　別にというよりは、それを更に詳しくするという感じです。このガイドラインには、色んな様式やチェックリストなど、どんな表記をするかとか、結構細かい説明や資料が

色々ありまして、今は妊婦の問題や、授乳の時など、多少はあると思うんですが、そういう女性特有の注意しなければならないところが、細かく書いてあるんです。それを今のマニュアルの中に加えていくという形になります。

渡邉委員　分かりました。ありがとうございます。

三浦会長　村田さんや村木さんはいかがですか。

村田委員　私はあまり。全部見ましたが、疑問に思ったことはありませんでした。

村木委員　特に私も。勉強させていただいているところです。ありがとうございます。

深野委員　内容については皆さんからのご意見を色々盛り込んでくださって、随分改良されて、分かりやすくなったと思います。ただ、例えば41ページの女性相談事業では、担当課が、生活支援課、国際平和、児童・家庭支援センターなど、たくさんありますよね。相談の方というのは複合的であったりするわけですが、窓口がこうたくさんあると、実際は縦割りになっているのではないかな、と思います。ちゃんと横串で通して、どこかが見ていることをするような組織に、千代田区がなって欲しいな、と思いました。

小川課長　おっしゃる通りで、今もそれぞれの相談員同士で情報交換をしたり、個々のケースについては、例えば精神障害があったりすれば、保健所に相談する、ということはやっておりますが、重層的支援で、誰でも断らない相談をワンストップで行う、というのがやはり理想ですので、きちんと連携していくということが必要だと思います。そこのところは、配暴センターの機能の中にネットワークを作っていこうと思っておりまして、配暴だけに限らず、他の相談についてもそういった専門家も含めたネットワークを作っていきたいと思っておりますし、庁内のいろいろな専門のところと連携を図っていきたいと考えております。

田茂山委員　先程の47ページの相談件数の話で、相談窓口の数を指標にしては駄目なのかなと、思ったのですが。

三浦会長　ありがとうございます。いかがですか。前は会議の実施回数でしたね。それを変えて、相談窓口の数を目標としたらどうでしょうか、というご意見でしたが。相談窓口の数をどのくらい増やすかというのは、既に決まっていることなんですか。

小川課長　まだ決まっておりません。福祉の方で、検討しているところでございます。

三浦会長　それはアウトカム的なものを入れているということなので、アウトプットとしては今

後の具体的な施策の中に、落とし込まれていくのでしょうか。事業計画の方としては、今後相談窓口の増加が入ってくる、という理解でよろしいですか。

小川課長　例えば52ページに、高齢者に関する相談というところがありまして、ここでは入ってくると思います。

三浦会長　今後、数については毎年見ている事業計画の中で、現在いくつ、今年は何個増加、という進捗状況として、この会議でも確認していく形になりますか。

小川課長　今は相談件数で把握している形になっているのですが、窓口が必要ということであれば、窓口の数にすることも可能かと思います。

三浦会長　きちんとワンストップの機能を持った上での窓口が地域に細かくあるのは、アクセスしやすいということなので、それは良い施策だと思います。ただ、窓口の数が良いのか、件数が良いのか。最終的には件数ということで落とし込まれるんですよね。窓口は、ワンステップ前のところの話になりますので。目標値としては件数で良いのかな、と思うのですが、窓口の増加が見込まれるというのが、※で入っているので、場合によってはもう１つ立てるというのもあるかもしれないですね。現状いくつで、というのがないと書けないのと、規模感といいますか、地域のものと、この中にあるものと、それぞれ窓口は色んなものがあるので、１というのが、同じものを意味しないんです。例えばすごく小さなものから、割と総合的なものまで色々とあるでしょうから、そこを１つ１つが等価のように、同じように思える形で数値を出すのは、進捗を把握するのに適切か、というと、説明がないと実態はよく分からないですよね。件数の方は、１つずつは件数なので、分かりやすい数字だとは思います。窓口の設置はどう解釈してよいのかというのは、少し説明がないと区民には分かりにくい数字にはなるかな、と思います。

田茂山委員　ご説明いただきありがとうございます。どうして相談窓口にしては駄目なんだろうと疑問に思ったのですが、規模感の違いというご説明で、分かりました。ありがとうございます。

三浦会長　窓口を増やすというのは重要な点だと思いますので、目標には書かないけれども、進捗の方は適宜教えていただければと思います。ありがとうございます。

宇塚委員　私も相談窓口のところの、現在の相談窓口がどれくらいというのは、※のところに記入した方が良いと思います。

三浦会長　これ、窓口の名称は書いたりしますよね、何とか向け等。１つ１つ数えるんですか。単位は何になるんでしょう。

小川課長　　相談を受けているところで数えるのは、今も同じです。そういったものも資料の方につけて、数も分かるようにした方が良いかと、ご議論を聞いていて思いましたので、そのようにすることは可能だと思います。

三浦会長　　そのようにしてもらえると、どういう相談体制を区として持っているか、私たちも理解しやすくなりますので、是非よろしくお願いします。

三浦会長　　他の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、では時間になってきましたので、本日の議事はこれで終了としたいと思います。この後スケジュールの説明だけお願いしたいのですが。次回は２月９日で、よろしいでしょうか。

小川課長　　皆さんご都合がよろしければ、２月９日（水）午後６時半からでいかがでしょうか。この時にはパブリックコメントの結果をご報告するのと、その結果、どこをどう変えたか、ご報告したいと思っております。

三浦会長　　パブリックコメントは 11 月 20 日から 12 月 20 日ということで、それを反映させて、修正したものを１月下旬に出すということですので。２月９日の会議の時にはパブリックコメントと修正案の両方をお見せいただくと。それをまた我々が見た上で、パブコメを経た修正に対して意見を求められる、ということになりますか。

小川課長　　はい、そうです。

三浦会長　　承知いたしました。では皆さん、２月９日（水）午後６時半からになります。よろしくお願いいたします。では本日の議事はこれで終了です。これで閉会させていただきます。ありがとうございました。

（了）